

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ－４－１ 「信用事業に附帯する事業」の取扱い</p> <p>組合が、水協法第11条第1項第3号又は第4号に係る同項第16号の事業及び同条第3項第12号の事業、水協法第87条第1項第3号又は第4号に係る同項第16号の事業及び同条第4項第12号の事業、水協法第93条第1項第1号又は第2号に係る同項第10号の事業及び同条第2項第12号の事業、水協法第97条第1項第1号又は第2号に係る同項第11号の事業及び同条第3項第12号の事業（以下「信用事業に附帯する事業」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「信用事業に附帯する事業」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、以下のような観点を考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>① 当該業務が水協法第11条第1項第3号及び第4号又は同条第3項各号に掲げる事業、水協法第87条第1項第3号及び第4号又は同条第4項各号に掲げる事業、水協法第93条第1項第1号及び第2号又は同条第2項各号に掲げる事業並びに水協法第97条第1項第1号及び第2号又は同条第3項各号に掲げる事業に準ずるか。</p> <p>② 当該業務の規模が、その業務が附随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。</p> <p>③ 当該業務について、組合業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。</p> <p>④ 組合が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。</p> <p>(新設)</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ－４－１ 「信用事業に附帯する事業」の取扱い</p> <p>組合が、水協法第11条第1項第3号又は第4号に係る同項第16号の事業及び同条第3項第12号の事業、水協法第87条第1項第3号又は第4号に係る同項第16号の事業及び同条第4項第12号の事業、水協法第93条第1項第1号又は第2号に係る同項第10号の事業及び同条第2項第12号の事業、水協法第97条第1項第1号又は第2号に係る同項第11号の事業及び同条第3項第12号の事業（以下「信用事業に附帯する事業」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「信用事業に附帯する事業」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、以下のような観点を考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>① 当該業務が水協法第11条第1項第3号及び第4号又は同条第3項各号に掲げる事業、水協法第87条第1項第3号及び第4号又は同条第4項各号に掲げる事業、水協法第93条第1項第1号及び第2号又は同条第2項各号に掲げる事業並びに水協法第97条第1項第1号及び第2号又は同条第3項各号に掲げる事業に準ずるか。</p> <p>② 当該業務の規模が、その業務が附随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。</p> <p>③ 当該業務について、組合業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。</p> <p>④ 組合が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。</p> <p><u>(注1) 組合グループの効率的かつ合理的な業務運営を目的として、事業用不動産の賃貸等を組合のグループ会社に対して行う場合（当該グループ会社自身が使用する場合に限る。）は、「信用事業に附帯する事業」の範疇にあると考えられる。</u></p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(注1) 上記規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、事業用不動産の賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、組合自らが十分検証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。</p> <p>イ. 組合内において、業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと ロ. 全組合的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと ハ. 当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度にとどまること。ただし、公的な再開発事業や地方自治体等からの要請に伴う建替え及び新設等の場合においては、必要最低限の経費支出にとどまっていること ニ. 賃貸等の規模（賃料収入、経費支出及び賃貸面積等）が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと ※ 賃貸等の規模については、賃料収入、経費支出及び賃貸面積等を総合的に勘案して判断する（一の項目のみをもって機械的に判断する必要はないものとする。）</p> <p>(注2) リストラにより、事業用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記（注1）を準用すること（ただし、ハ. のただし書き及び</p>	<p><u>なお、上記目的に照らし、組合グループの範囲は、組合の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとなっている必要があることに留意すること。</u></p> <p>(注2) 上記規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、<u>組合のグループ会社以外の者に対し</u>事業用不動産の賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、組合自らが十分検証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。<u>なお、国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請に伴い賃貸等を行う場合は、地方創生の観点から、二.については要請内容等を踏まえて判断しても差し支えない。</u></p> <p>イ. 組合内において、業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと ロ. 全組合的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと ハ. 当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度にとどまること。ただし、公的な再開発事業や地方自治体等からの要請に伴う建替え及び新設等の場合においては、必要最低限の経費支出にとどまっていること ニ. 賃貸等の規模（賃料収入、経費支出及び賃貸面積等）が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと ※ 賃貸等の規模については、賃料収入、経費支出及び賃貸面積等を総合的に勘案して判断する（一の項目のみをもって機械的に判断する必要はないものとする。）</p> <p>(注3) リストラにより、事業用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記（注2）を準用すること（ただし、ハ. のただし書き及び</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>二. を除く。)</p> <p>Ⅲ－４－６－１ 子会社等の業務の範囲</p> <p>子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ・(2) (略)</p> <p>(3) 漁協の子会社が営む付随・関連業務（水協法第17条の14第1項第2号（水協法第96条第1項において準用する場合を含む。）に規定する業務をいう。）及び信漁連の子会社が営む金融関連業務（水協法第87条の3第2項第2号（水協法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する金融関連業務をいう。</p> <p>① (略)</p> <p>② リース業務 不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態（いわゆるファイナンスリース）に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。</p> <p>(新設)</p> <p>③・④ (略)</p>	<p>二. を除く。)</p> <p><u>なお、国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請に伴い賃貸等を行う場合は、地方創生の観点から、賃貸等の期間については、要請内容等を踏まえて判断しても差し支えない。</u></p> <p>Ⅲ－４－６－１ 子会社等の業務の範囲</p> <p>子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ・(2) (略)</p> <p>(3) 漁協の子会社が営む付随・関連業務（水協法第17条の14第1項第2号（水協法第96条第1項において準用する場合を含む。）に規定する業務をいう。）及び信漁連の子会社が営む金融関連業務（水協法第87条の3第2項第2号（水協法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する金融関連業務をいう。</p> <p>① (略)</p> <p>② リース業務 不動産を対象としたリース契約に当たっては、<u>教育・文化施設、社会福祉施設等の公的な施設の整備・運営に係るものを除き</u>、融資と同様の形態（いわゆるファイナンスリース）に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。</p> <p><u>(注) 優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、組合が不動産業務を行うことができないことに鑑み、実質的に不動産の売買及び賃貸の代理及び媒介を行うこととならないよう、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。</u></p> <p>③・④ (略)</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(4) (略)	(4) (略)